

参議院農林水産委員会會議録第十三号

(三三〇)

昭和三十一年三月一日(木曜日)午前十時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 青山 正一君
戸叶 武君
三浦 辰雄君

委員

雨森 常夫君
佐藤清一郎君
横川 信夫君
東 隆君
河合 義一君
三橋八次郎君
溝口 三郎君
森 八三一君
千田 正君

政府委員

農林省畜産局長 渡部 伍良君
事務局側
常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○飼料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまより農林水産委員会を開きます。

飼料需給安定法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本法法律案につきましては、去る二月十四日の委員会において提案理由の説明

明を聞いたのでありますが、本日は本法律案審査の前提である飼料の需給状況その他参考事項並びに法律案の内容等について政府委員から補足的説明を聞くことにいたします。

○政府委員(渡部伍良君) お手元に参考資料をお配りしておるのであります。最近の飼料の需給状況は、二、三年前に比べまして、ことに三十年代は大豊作であったという関係で相当潤沢になっておるのであります。三十一年度の需給推算が第一表に出ておりますが、三十一年度濃厚飼料需給推算の、その表で見ていただきますと、まず供給量の方から申し上げますと、糠類のふすま、米ぬか、麦ぬか、澱粉、かすその他でございますが、二百二十九万トンの供給があるものと予想したのであります。これらはふすまの五万トンの輸入を除きまして、あとは全部国内産、こういうふうになっております。これは昨年度は百九十四万トンぐらゐになっておるのであります。その次に穀類でありますが、トウモロコシ、麦類、その他雑穀、これは相当輸入量があるのであります。トウモロコシで二十六万トン、麦類で十二万トン、合計三十八万トンの輸入に對して、国内生産が百十萬トン、五十四万トンの繰り越しを合せまして百五十四万トンの供給になります。去年は大体百四十三万トン程度であったのであります。それから次に植物油かす類でありますが、大豆油かす、あまに油かす、やし油かす、菜種油かす、ゴマ

油かすその他豆類、大体二十八万五千トン、こういうふうになっております。その次に動物油かす類、魚かす魚あら、サナギかす等が全体で二十四万トン程度であります。これは昨年度は十八万トン程度であったのであります。その次にイモ類、カンショ、パレ、イシヨ、これが六十三万トン、昨年度は四十六万トン程度と見ております。その次に厨芥あるいは尿素というものは合計いたしまして三十一年度の推算では五百三十二万トンというふうになっております。昨年度は四百六十万トン程度と見ておったのであります。これは先ほど申し上げましたように、昨年度の豊作によりまして国内産の供給量が相当ふえておるのに起因しておるのであります。その次に三十一年度の飼料需給計画、こういうふうな表が下に出ておりますが、これはちよつと言葉が足りないものであります。飼料需給安定法に基きます政府の買入れ、売り渡し需給計画だけをここに記しておるのであります。これによりまして、ふすまは本年度からの持ち越しが非常に多くありまして、九万トン持ち越し、従つて来年の買入れは五万トンにし、三十一年度末に三万トン繰り越そう、こういうのであります。昨年の計画では十萬トンを買入れしたのであります。ところがたまたび申し上げますように、豊作の関係でふすまを売らなくていいという関係で九萬トンの持ち越しができた。それからトウモロコシま

たはコウリヤン、これは今年末の持ち越しが三萬三千トン、来年九萬トンの買入れ、売り渡しというふうになっております。昨年度の計画は十五萬トンを輸入する。買入れの計画になっておりましたが、實際は民間貿易——自由貿易の方が非常に盛んだつたので、買入れ量はそんなに多くなつたのであります。それから次の大豆は一萬六千トン持ち越しで、十二萬トン買入れで、十一萬七千トンの売り渡し、一萬八千五百トンを三十二年度に持ち越し、こういうふうになっております。これはことしは十萬トンの計画に對しまして、やはり大豆の豊作等がありまして、大豆の値下り等がありまして、買入れを途中でストップしたというふうなことがありまして、約七萬トン程度しか買つておりません。買入れ計画は三十八萬五千トンの計画と見ております。昨年は四十八萬トンの買入れ計画にしておつたのに、實際はそんなにいきませんで、二十六、七萬トン程度で済むのじやないか、三十年度はこういうふうになっております。あと三十一年度の今の大きい計画の中の月別の需給を出しております。

それから申し落しましたが、今の表で脱脂粉乳を、これは牛育成用に三十一年度から少量扱うことにいたしましたと思ひます。それから第三表は、三十一年度の飼料需要量の算出の基礎でありまして、乳牛、役肉用牛、馬、豚、綿羊、ヤギ、ウサギ、鶏、アヒル等につきまして三十一年度の頭羽数、それに対する一頭羽当りの飼料の需要量、粗飼料、濃厚飼料というふうに分けておりまして、それに対してその需要量が出ておりますが、その次の四表は国内で供給可能な量を出しております。四表は、国内供給可能な濃厚飼料、それから五表は国内供給可能な粗飼料、牧草、栽培牧草、飼料作物その他、そうしまして三表の需要量との差額を一番初めの表の供給の計のほうの輸入量のところから差額を出しております。それから第六表は、飼料需給安定法に基きます、食糧管理特別会計において買入れ、売り渡しをするのに伴う政府の負担額を出しておりますのであります。第六表の一番下を見ていただきますと、飼料需給に伴う損益といふのがあります。ふすまで十一億、トウモロコシで三億のマイナス。小麦で二億、大豆で六億、脱脂粉乳で四千萬円のプラスであります。差し引き五億九千七百六十五萬九千円の差損、こういうことになっております。これは飼料で一番問題になっております。ふすまの確保は二、三年前までは非常に困難であつたのであります。どうしてふすまの値段が下らないといふので、昨年約十三カ国にわたりましてふすまを買入れまして、それが相当成功したのであります。と同時に国内の農産物の生産が非常によかつたので、政府の売り渡し計画が、十萬トン余りを買つたので約二萬トン弱しか売らな

いで済んだ。従つて九万トンの持ち越しができる、こういうふうなことになるのであります。これは、お手元にグラフで飼料の価格の指数表が配つてあると思いますが、二十八年の凶作のあとを受けて、二十九年は飼料の価格が非常に上つて、三十年の初めまで相当高かつたのであります。三十年の終りからいろいろなファクターによりまして一応飼料の価格は下つてきておるのであります。三十年の十二月ごろ、三十一年の一月が最低であります。多少下げ過ぎて足踏みをするというふうな格好になっておりますが、ふすま等の手持ちがはつきりできましたので、こういうふうになつたのであります。あと三十年以降の実績の表が出ております。今の次のページを見ていただきます。飼料の価格の算定方法を来年度からは変えたいのですが、要点を申し上げますと、畜産物の価格指数を政府の売り渡す飼料の価格決定の基準の一要素に加えない、こういうのが要点でございます。それによりまして、その次の表、昭和三十一年度輸入飼料売り渡価格算出基礎という表を見ていただきますと、ふすま、トウモロコシ、大豆油かすについて価格算定の方法の試算をしておりますが、飼料の基準価格、これは二十六年から二十八年度の価格の平均を出しております。ふすまは七百二十四円三十八銭になつております。それに対して過去一カ年の畜産物の価格指数九五・八四というものを掛けますと、六百九十四円二十五銭になるべきである。そこで俵代、マージン、運賃等を引きますと、裸工場渡しが五百九十六円二十五銭というふうになるべきであると、こういうふう

うになつております。それに対しまして輸入ふすまは五割の格差がありますので、輸入ふすまの場合は五百六十六円で裸でやるのが新しい算定基礎になると正しいと、こういうふうになります。これは現在の価格の算定に比べますと、現在は工場裸渡し五百九十六円というものが、六百三十円というふうなことになるのであります。この算定方法によりまして、肉の価格の指数を加味すると、もう少し来年からは値段は下げなければならぬ、こういうふうになつております。ただし政府買い入れの麦価の価格は六月に決定いたしますので、実際はそのときに実施されることになると思ひます。あと以降は、三十年、二十九年の需給実績、輸入実績を掲げておるのであります。資料の説明は以上の通りであります。今回の法律の改正はただいま御説明申し上げました中にありますように、相当ふすまの手持ちができました、それが梅雨を越す場合に、変質するおそれがあるので、それを買いかへができるようにしたい、こういうのが骨子になつておるのであります。

○委員長(棚橋小虎君) 以上説明を聞いたのでありますが、これから質疑に入ります。質疑の向きは、順次御質疑を願ひます。

○森八三三君 今の御説明で、供給量中の持ち越し中、政府の手持ちになつておる数量は、どういふ数量かを承わりたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 今の一番初めの表でちよつと申し上げますと、ふすまは、政府の手持ちが、九万トンであります。つまりこの表では一般市場の手持ちというのが明確でないの、

政府の手持ちの表だけしか計上してないといふことであります。それから穀類ではトウモロコシ三万三千三百トン、これも政府の手持ちであります。それから飼料用麦類二万一千六百トン、これも政府の手持ちであります。それから大豆及びその他豆類のところ、植物油かす類及び豆類の合計のところ、大豆油かすの中に、カカオの中に入つておるのが一万六千四百トン、これが政府の手持ちの豆であります。これはかすにして出すわけでありまして、ですからそれを換算すると、一万二千八百トンが持つことになりまして、それだけが政府の手持ちであります。この表で政府の手持ち、持ち越しになつておるのは、一応先ほど申し上げましたように政府、市場の手持ち、ストック・オーバーといふのがわかりませんから、政府の手持ちだけを計上してある、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○森八三三君 そうすると需給推算をやる場合に、政府の手持ちは明確で、これではつきりする。それから国内産の見込み量と、三十一年度の輸入計画と、その民間手持ちの繰り越しといふのは事実むずかしいと思ひます。思ひますが、そいつを勘定しておかないといふと、需給安定法では数量の調節と同時に価格の変動を防止するといふねらいがあると思ひますが、その場合に、民間手持ちでも、飼養者の畜産家の手持ちに大したこれは影響はないと思ひますが、流通過程の途中に残つていふやつかはなり莫大ではないかと思ひます。そういうものが入つてこないといふことは、大した影響がないのかどうか、そういうお見込みはど

うですか。

○政府委員(渡部伍良君) 先ほど説明申し上げましたように、飼料の量は非常に多い、それから種々雑多であるわけでありまして、そこでこれは流通過程の手持ちは統制時代にもなかなかつかめなかつたのでありまして、私どもの方では、たとえば製粉工場の月別の在庫といふのはつかめるわけでありまして、しかしそれだけでは、お話のようにほんの一部でありますので、大ざっぱな傾向を見て、ごしとの持ち越しがたとえ三十年から三十一年度の持ち越しは非常に多い、現在非常に多い。それは去年の豊作の關係である。三十一年度にはそんなに大きい持ち越しを持つことは困難である。従つてそれに対する対策を考えておかなければいかぬ、こういうふうな推定を下す以上にはできないのであります。正直に申し上げまして、非常に大ざっぱな推定しかできないのであります。それからまた一方毎月々々の手持ちの状況の推算は、毎日相場が出ておりますので、その足どりを現場相場、先物相場というものをにらみ合せながら聞きとりまして、ストック・オーバーの状況をつかむといふ以外にはできないのであります。

○森八三三君 そうすると、今安定法に基いて需要の調節を量的にやつていく場合に、民間の流通過程にある数量をつかむことが困難なことはわかりますが、政府がそういう目的を達するたために常時手持ちをするといふんですか、保管するといふんですか、その適正量といふものは一体どういうところで出てくるのか。またその適正量はどのくらいとお考えになつておるのか。品目別に需給推算をやつておるその需給推算のうちに幾ばくあるか不明であります。相当量がまだ流通過程にあるだろう。これは常時そういう数量がきづつていふものかどうかわかりませんが、これも、その場合に政府が需給安定法に基いて畜産をどうしても振興していく建前から、量的にも価格的にも調節をしなければならぬ、その調節のために適正保管量、適正手持量といふのは一体どのくらいの見当をつけているのかといふことです。

○政府委員(渡部伍良君) これは今の需給推算表でござんのように、大体種類別の年の供給量はわかるのであります。それから、毎月の所要量がそれに従つて出てくるのであります。その毎月の所要量をにらみ合せて、その一定割合を私の方では持つておればいさといふときには間に合う。ところがたとえばふすまのように、先ほど御説明申し上げましたように、非常に需要が何といふか強いものと、同時に国内産では足りない、どうしても輸入しなければならぬ、その輸入先が非常に分れておるような場合には、市場を支配し得る量のほかに一べん出してしまつたらあと補充ができる時間の余裕を見てよけい持たなければならぬ、こういうふうな考えでおるのであります。大体のわれわれはどれくらい持つておつたらいいかという表は二枚目の表に、月別の欄の売り渡し買入れのあれを持つておるのであります。たとえばふすまで言えば、大体最低三万トンぐらゐは持つておらなければならぬ。トウモロコシぐらゐはこれはちよつと現在のところはそうたくさん持たなくていいのじゃないか、先ほど御説明申し上げましたように、民貨で相当アメリカあたりから買えま

すので、そうたくさん持たなくていい、問題はふすまじゃないか、小麦では一万トン以上、大豆では二万トン弱と、こういうふうなところは最低の保管量というふうに私も考えております。

○森八三一君　そうすると、今の御説明で三十一年度月別飼料需給計画の来年の、三十二年の三月末あたりが適正保管量になってくるんだというふうに首肯しているのかどうか、三月末のふすまが……

○政府委員(渡部伍良君)　そういう心組みで私どもの方は需給計画を作っておるわけでありまして、

○森八三一君　そこでふすまについては先刻も御説明がありまして、適正保管量以上に現在保管されておるといふことのその意味はわかりましたが、この各品目別に見て現在の在庫、これがことごとく政府の保管に属しておる数字だ、その数字のうちにもどうしても急速に買いかえをしなければならぬ、売り渡しをしなければならぬという品質的に見て変質腐敗というような部類に属するものが相当あるのか、ないのか。

○政府委員(渡部伍良君)　買いかえが今のところは必要であると考へておるのにはふすまだけではありません。あとにはさにもう少し精査をいたさなければならぬ、あるいは買いかえしなければならぬものが出てくるかも知れません。たとえばトウモロコシによつては相当前から持つておるものがありますので、小麦、大豆についてはその心配はないのであります。そこでそのふすまの問題は現在これは倉庫の施設、それからふすまに含まれておる水分の状

態、そういうものから、危険なものか買いかえていかなければならないのじゃないか、この計画では六、七、八に買いかえらるることになっておりまして、私どもの方では、法律が通ればすぐ食糧庁の保管倉庫をシラミつぶしに調べまして、できるだけ早く年が越せるか越せないかというのを確認しまして買いかえたいというふうに思っております。数字は一応三万トンになっておりますが、そういうふうな調へましてあるいは三万トンを買いかえしなくても済むかも知れません、あるいはもつと四万トンも買いかえなければいけません。これは私の方で予算を組んだときは大ざっぱな推定でやつておりましたので、先ほど申しましたように、法律が通ればすぐ一倉庫に當つて突地に検査をして確定したい、こういうふうな思っております。

○森八三一君　そこで今月別のふすまだけについて申しますと、適正手持量が三万トンという場合に、六、七、八の三月月の買いかえのときには放出がちょっとそこに出ておらぬ、買いかえだけで適正保管量に近づけていくという措置がこの間には講ぜられておりませんが、これは一体どういうふうなことになるのか。

○政府委員(渡部伍良君)　これは御承知のように、草が出る時期になつてくるわけなんです。一般の飼料市場においてもいよいよ夏の枯れどきでありまして、需要が非常に低い時期であります。そこをねらつて買いかえするのが一番いいのじゃないかというので、六、七、八というのを出してあります。

【委員長退席、理事戸叶武君着席】

しかし実際には普通の手持量以上にこれは新年度に持ち越すことができませんので、それを待たずにやりたいと、こういうつもりであります。

○森八三一君　今私の聞きましたのは六、七、八の月は一般の諸飼料の生産時期にもなるから、濃厚飼料の方は国内産で十分まかないがつくということのために、政府の手持ちは放出しなくても、その間における飼育には量的に支障がないと、こういうふうに了解してよろしいのかどうか。

○政府委員(渡部伍良君)　その通りであります。

○森八三一君　そこでこの法律が通過すればすぐ買いかえが行われるという場合に、同一の品目で同一の数量、数量ははつきりしてありますが、同一の品目というものは、ふすまならふすまというだけで同一の品目と考へるのか、何か内容的に同一の品目という意味がありますかどうか。

○政府委員(渡部伍良君)　これは同一品目はふすまはふすま、トウモロコシはトウモロコシと、こういう意味であります。従つて品質に差違が、先ほどちよつと説明しました内地産のふすまと輸入されたふすまと格差がありますね、そういう際には差額の授受というものが起つてくると思ひます。

○森八三一君　そういう場合に、品質の判定は一体どういうふう具体的にやるのか。

○政府委員(渡部伍良君)　これは水分、成分、それから肉眼鑑定状況、そういうものを合せまして政府の方で決定していきたく考へております。○東隆君　森さんの今質問されたところで私も疑問があるのですが、これは

何ですか、ふすまとそれからふすまに代替をされるものと、そういうようなもので大きく競合してくる面があると思うのですかね、この中に、その中で何が一番大きく競合して参りますか。

○政府委員(渡部伍良君)　それはもう当然麦ぬかと米ぬかでありまして。○東隆君　先ほどこの八月、九月のころにふすまが非常に安くなるのは、青草が出たりその他のいろいろ問題があるのですが、これは精粉関係の調節をするとか何とかいうことはできないのですか、この場合。

○政府委員(渡部伍良君)　製粉の方も今までの傾向からいいますと、とにかくいいシーズンです、このシーズンは、ですから製粉の額も、六、七、八というのはふすまの生産額はそう多くないので、四、五月相当多く、それから十、十一、十二がふえておる、こういうふうな格好になっております。

○東隆君　私は夏の間に、もちろんふすまが悪くなりまして、その他の関係で工場がすぐ市場に出すという、こういう問題があるために値段が安くなつておると思う。そこで問題は、農家とすれば、一番ピークになつておる部面ですね、ピークになつておる部面を下げるのが必要なんです。下の方の、谷の方の問題じゃない。問題はやはりピークになつておるのは、冬の間にこれはもう完全に大きな問題になる。影響をするのはどこが影響するかという、と、冬の飼料の不足をしている時期に、このピークを下げるために、せつ々飼料の需給安定法をこしらえてやつたものがあまりいい結果が出ていない、この形を見ますと。だからこれを

下げるのに輸入の量を調節をする必要があるというところが一つ、それからもう一つは、製粉業者に対する一応の計算があると思ひます。その計算以上に販売をしないようにする方法を講ずるよりほかに手がないと思ひます、これを下げるには、それだとええ昭和二十九年の八月の項に六百六十と出ております。この数字は何ですか、一応小麦を払い下げをするときに計算をした価格はこれはどういふことになりまして、ふすまの価格がある程度決定しておくのじゃないですか。

○政府委員(渡部伍良君)　麦の政府の買入れ価格をきめるときに、昔のふすまの価格の実績を繰り込んで算定しておるわけでありまして。従つてそれではふすまが飼料としての、実際の何といひますか、需要家の要求を満たした価格にはならない。すなわち需給安定法で政府が持つておる売り渡し価格は、麦の価格を算定した場合のふすまの価格よりも、市価が高い場合には売り渡し、安ければ売り渡さぬでいい。

○森八三一君　そういう高過ぎた実績でふすまの価格が麦の価格の算定に繰り込まれては困るので、来年からは畜産物の価格というものを入れることにしたのであります。一時二十九年の八月はこれはちよつと特殊の関係だと思ひます。二十八年のふすまの価格の場合には六百円を割つたような格好になっております。これは非常に製粉がふえて出過ぎた。そこで食糧需給関係から二十九

年に入つて精麦を一時ストップした。その関係で二十九年の春四月、五月ごろまでは上つてきました。ストップを解除したとたんに二十九年の七、八月

にふすまが下ってきた。あとは普通の操作で製粉が行われておりますが、一時ふすまを売り尽しまして、政府が大急ぎで買う荷物が到着するまでまた値段が返ってきた。三十年に入ってから政府が買うのがふえてきましたので、夏以降五、六月ごろからふすまがまた下ってきた、こういうのがふすまの足取りであります。

○東隆君 そうすると、精麦の価格と粉の価格とふすまの価格というものは並行しないわけですね。それは粉の価格が上るときにはふすまの価格も上ってくるわけですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは粉の需要とふすまの需要と必ずしもパラレルに常に行くとは限らぬわけですね。ですからパラレルのときにはそういうことになるわけです。粉が要るがふすまは要らぬというときには粉が上ってふすまが下る。粉の需要が起れば、ふすまの需要が一定限度であればよい引きましますから、二十八年の初めまでは凶作であつたからずっと引いたわけですね。そうすると、ふすまの需要はそれについていけなかつたからこんな安くなつたわけですね。だから粉は人間、ふすまは家畜、その需要が必ずしも常に一致するとは限らないわけです。従つてどうしてもふすまについては、そういった二元的の需要によつて価格が支配されるということになりますから、相当の手持ちを持つておらなければいけません、こういうことになると思うのです。

○東隆君 そうすると麦は統制をされておられませんから、従つて麦の方のいろいろな事情の關係でふすまが出る出ないが非常に左右されてきますね。結

局そこで飼料需給安定法でねらつておるところと突に全然違ふことになつてしまつて、どちらの方に力を入れるかという事になつて、片方が犠牲にされるという問題がありますね。麦の方に力を入れれば飼料需給安定法の方に關するものは一部犠牲になる、そういう問題が出てくるので、これは切り離して、總体の飼料關係、それから一定のふすまの価格というものを、政府の払い下げるときの一定の価格をはつきりと決定をしておいて、そうしてそれによつて高いときは放出する、安いときは買い上げる、こういう処置をとるよりほかに手はないのではないでしようか。

○政府委員(渡部伍良君) ふすまが大体六十万トン弱か、需要量になつておるわけですね、その中でほとんど八割から九割が国内産の麦、あるいは輸入麦でひいたふすまになつておるわけですね。その差額を輸入で満たさなければいけません、そうなつておるのです。それがお話のように、今までの情勢からゆくと、麦価あるいは食糧の粉の価格というものは絶えず優先的にきめられておつたわけですね。従つて小麦とふすまの比價、あるいは小麦粉とふすまの比價というものは、大体三対四ないし三対五で、戦争前よりふすまの価格を高くしておつたわけですね。それではせつ

かく食糧事情が安定し、畜産振興せにやいかぬという場合には工合が悪いわけですね。どうしても戦前の麦対ふすまあるいは小麦粉対ふすまの比價までもつてゆきたいといわれれば念願して、その一歩として畜産物の価格というやうなものを含めておるのです。お話のように、麦価をきめるときにふすまは何

は、小麦粉は何は、だから麦何とこいうふうなきめておるわけですね。それを切つた場合は買い上げはしませんので売り出さない、それ以上になつたときに政府の手持ちを売り出す、そういう運用方針でやつておるわけですね。今までのところは、その織り込み価格がちょっと飼料から言つて高過ぎるわけですね。さらにお話のありました食糧の關係で、飼料の価格なり、飼料の供給が支配されないように切り離すべきであると、こういうこともわれわれの念願でありまして、これは飼料需給安定法を作つたときに、そういう趣旨で作つたんじゃないかと思うのであります。が、財政の關係とかあるいは現実にそういう二十八年から九年にかけてはふすまは買おうとしても外国から買えなかつた、そういうふうな關係もあつたようであります。それをおいおい整備していきたいと思ひます。幸いにして今年初めてふすまが相当持ち越せるわけがあります。これはできるだけ長く政府が持つておりたいと、こ

ういうふうな考え方でございます。

○理事(戸叶武君) この法律案の予備審査はこの程度にとどめ、後日本付託になつた際、残余の質疑を行い、その結果によつて本法律案の取り扱い方についてお打ち合せしたいと思ひます。御異存ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(戸叶武君) ただいま農林大臣の出席を交渉いたしておつたのであります。が、出席されませんので、この委員会はこの程度でしばらく休みたいと思ひます。午後一時から再開いたします。

午前十一時三十六分休憩

〔休憩後開會に至らなかつた〕

昭和三十一年三月三日印刷

昭和三十一年三月五日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局